

厚生年金加入促進問題の経緯と現況に 関する連絡会報告

— 加入促進を一時停止 —

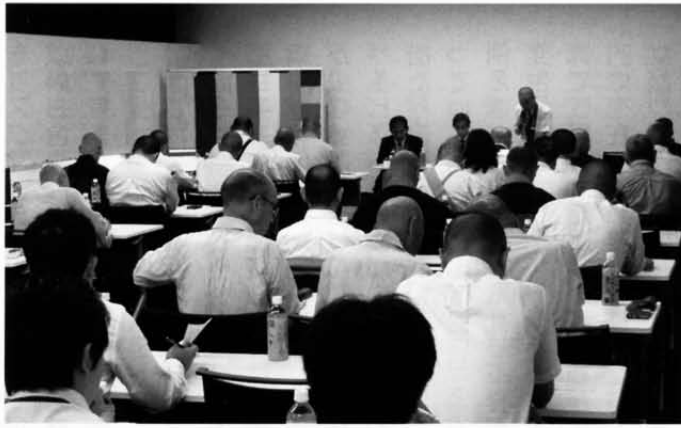
標記連絡会を七月二十三日に東京で、七月二十九日に京都で開催した。加盟団体からの参加者は東京では約三十名、京都では約六十名と関心の高さが窺えた。

まず、本会より厚生年金保険の適用事業所及び加入の周知について、今までの経緯を説明。昭和二十四年七月二十八日付で当時の厚生省保険局長通達を根拠に加入促進を図っているが、当時の厚生省や社会保険庁の時代から、今まで十分な周知がなされないまま今日に至っている。

本年の一月から始まった日本年金機構中国ブロックを中心とした年金加入促進が、中国ブロックに留まらず近畿、関東、仙台に波及し、全国レベルで寺院側に加わっている。是非をめぐって混乱が生じている。また、加入促進についても法律を盾に高飛車な説明をしている

地区もあるとの報告が本会に寄せられている。

本会顧問弁護士の長谷川正浩先生から、この加入促進の問題点について、①平成二十二年九月一日、文化庁宗務課発行の宗務時報



7月29日京都会場（真宗大谷派 しんらん交流館）

一一一〇号によれば、全国の単位宗教法人の約六十%が年収三百万円以下であることを踏まえると、保険費用の捻出を恒久的に続けることは難しいのではないかと。②年金支給年齢である満六十五歳時点において、年収に応じて年金支給の一時停止・減額となることがある。

③そもそも一般社会において企業退職後の社会保障の一環としてつくられたものと、定年という概念が薄い宗教界では、厚生年金制度自体が馴染まないのではないかと。④厚生年金保険法第六条二項及び同法第九条の文言に反した昭和二十四年七月二十八日付の厚生省保険局長通達は効力を持たない。さらには、寺の住職・代表役員は「労務の対償として報酬を受けている者」ではなく、「委任事項の履行に対して報酬を受けている者」（民法六四八条）なので、この局長通達にも該当しない。との見解が示された。

本会の対応として、日本年金機構中央本部を初めとし、文化庁宗務課、日本年金機構の監督官庁に

あたる厚生労働省年金局に対して加入促進に係る現場の混乱を訴え、また継続的な話し合いの場を設けたいことを進言してきた。その結果、厚生労働省年金局は日本年金機構中央本部へ指示を行い、全国九ブロック本部から管内の年金事務所に対して七月六日付で、宗教法人への加入促進の一時停止の措置がとられた。

以上、報告のとおり全国のご寺院におかれましては、すみやかに厚生年金に加入しなければならぬことは、取り敢えずなくなりました。七月六日以降に加入の案内がきた場合は本会総務部までご連絡下さい。また、ご寺院によっては次世代のために厚生年金に加入するという判断もあり、現在の布施収入等では加入が困難という判断もあるかと思えます。本会としては、ご寺院がおかれている様々な環境を踏まえながら、厚生労働省年金局と厚生年金制度、法律、通達を含んだ論点を整理・共有し、制度加入に関する話し合いを続けてまいります。

寺院が知っておきたい法律知識はお休みします